広報みさき

発行所　愛媛県三崎町役場
編集　三崎町役場総務課
印刷所　クボタ印刷所

世帯数　二、〇一一
人口　六、四九二
男　三、〇二一
女　三、四七一
昭和五十四年八月末日現在

＝納税のお知らせ＝

9月　国民健康保険税（第三期）

10月　国民健康保険税（第四期）
町県民税（第三期）

国民年金

サラリーマンの奥さん あなたの老後は大丈夫!!

「主人が職場で年金に加入しているから心配ないわ」とおっしゃるかもしれませんが、奥さんに対する年金の保障は、ご主人が職場で加入していた厚生年金保険などから老齢年金を受けられる際、被扶養者としてわずかな加算があるだけで、奥さん自身の老齢年金はなく、不幸にしてご主人に死別した場合に遺族年金が受けられるだけです。しかし、この遺族年金は、ご主人が受ける老齢年金の半額しか受けられません。又事故などにより、奥さん自身が障害者になっても何の年金も受けられないことになります。昭和五十年に行われた国勢調査によると男女の年齢別の有配偶率は、女の場合四十歳を超えると急激に下がりはじめ、六十五～六十九歳の年齢層では、四十八・五％と半数以上の人が配偶者がいない状態です。長生きしても、一人暮らしの期間が長くなり、老後保障が十分でないとなると、老後が不安となります。国民年金は、このようなサラリーマンの奥さんの不安を解消してくれる制度なのです。現在、サラリーマンの奥さんの七割以上が国民年金に任意加入されています。

国民年金加入で安心を

サラリーマンの奥さんが国民年金に加入されますと、老後の年金（老齢年金）が受けられるほか、加入途中で不慮の事故にあわれたときなどには障害年金や、母子年金が受けられることになります。

国民年金を受けるためには、決められた期間、保険料を納めることが必要ですが、サラリーマンの奥さんの場合は、国民年金に加入されなかった期間も配偶者期間（いわゆるカラ期間）として通算されますので、たいへん有利になっています。ただし、受ける年金額は、実際に保険料を納めた期間分をもって計算されます。

保険料は一カ月三千三百円です。二十歳以上、六十歳未満のサラリーマンの奥さんでまだ国民年金に未加入の方は、一日も早く加入されることをお勧めします。加入の手続きは印鑑をもって住民課国民年金係へ申出て下さい。

国民年金加入・未加入の損得早わかり

奥さんがこんなとき	国民年金に加入していないと	国民年金に加入していると
年をとったとき	ご主人の老齢（退職）年金にたよるだけ	ご主人は老齢（退職）年金を受け奥さんは国民年金から老齢（通算老齢）年金が受けられる
障害者になったとき	何の年金も受けられない	国民年金から障害年金が受けられる
ご主人に先だたれ18歳未満の子供がいるとき	ご主人の遺族年金が受けられる	ご主人の遺族年金のほかに国民年金から母子年金が受けられる
ご主人に先だたれ子供がいないとき	ご主人の遺族年金が受けられる	ご主人の遺族年金のほかに奥さんは65歳から国民年金の老齢（通算老齢）年金が受けられる
ご主人も奥さんも亡くなって18歳未満の子供ども残ったとき	子供にご主人の遺族年金が受けられる	子供はご主人の遺族年金のほかに国民年金が受けられる遺児年金

特約納付の貸付制度が発足

無年金者の救済措置として昨年七月から特例納付が実施されていますが、低所得層の者にとって、特例納付の保険料の一カ月当り四千円を納めることができずに無年金者になってしまうケースがあってはということからこれらの者に対して、特例納付に係る資金貸付を今回実施することになりました。

資金の貸付とは

国民年金の特例納付を行わないと老齢年金又は通算老齢年金の受給資格期間を満たすことができないいわゆる無年金者で、かつ、低所得世帯に対して特例納付を行うための世帯更正資金貸付制度による福祉資金の貸付けが行われることになりました。この制度を活用して、早く年金権を確保してください。

貸付けを受けるには

一、貸付対象世帯
国民年金の特例納付を行わないと老齢年金又は通算老齢年金の受給資格期間を満たし得ない者で、その特例納付の保険料を充当するのに必要な経費の貸付けを必要とする低所得世帯であること。

二、貸付金額の限度
貸付金の額は、特例納付を行う者一人当り二十五万円以内とする。
ただし、特例納付の保険料として実際に納付する金額の二分の一をこえない額とする。

三、資付申込み期限
昭和五十五年五月三十一日までに申し込むこと。

四、貸付申込み先
民生委員又は福祉課へ申し込むこと。

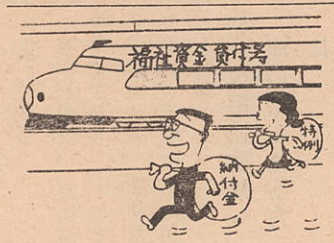

国民年金保養センター

うわじま

◎客室19室（バス・トイレ付1）73名収容
◎結婚式場　◎舞台付大広間
宇和島市丸穂字天満甲207番地2
電話　0895―25―3000

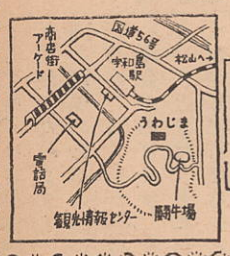

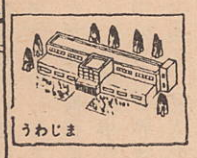

静か！清潔！安い！
利用しましょう
国民年金保養センター

～老人福祉だより～

ご存知ですか　この制度を

老人福祉対策の一つとして、日常生活用具の給付及び、貸与の制度があります。

これは、ねたきりのご老人に、より快適な毎日をすごしていただくために、行われているものです。

この制度を、利用出来る方及び、給貸与する用具は、次のとおりです。

一、利用出来る人
長らく臥床しているおおむね六十五才以上の人で、低所得の人。

二、用具の種類
(ア)　給付するもの
マットレス
エアーパット
腰掛便座（便器）
浴槽
湯沸器
(イ)　貸与するもの
特殊寝台（背部及び、脚部の傾斜角度をかえられるもの）

三、費用
給貸与とも無料

四、お申込みは
町役場福祉課へ

なお、この貸付制度について、くわしく知りたい方は福祉課又は住民課国民年金係におたずねください。

～三崎町赤十字奉仕団結成～

今年五月二十九日、愛媛県赤十字奉仕団指導講師金崎久男先生等をお招きし、赤十字奉仕団についての説明会が、町民会館で開催され出席者のほとんどがその趣旨に賛同されましたので、同日、結成のための結団式が挙行されました。

結団後の団員数及び正副委員長は、次のとおり。

委員長　中村保江（佐田）
副委員長　上田シカヨ（三崎）
副委員長　出海ユキエ（二名津）
団員総数　一四八名

赤十字奉仕団は、活動内容、活動地域、構成によって、三つの種類（地域・青少年・特殊）があります。

地域奉仕団は地域奉仕団です。

地域奉仕団とは「赤十字のボランティア活動を通じて、地域社会を住みよくしよう」という気持ちを持った人々の集まりが、地域奉仕団です。

・なお、奉仕活動を大きく分けると

一、災害救護に関する奉仕
二、保健衛生に関する奉仕
三、社会福祉施設及び援護に要する者への奉仕
四、その他支部、地区分区の指示に基づく事業への奉仕

ということになります。

奉仕団の信条

一、すべての人々のしあわせをねがい陰の力となって人々に奉仕する。
一、常にくふうして、人々のためによりよい奉仕ができるよう努める。
一、身近な奉仕をひろげ、すべての人々と手をつないで世界の平和につくす。

（福祉課）

～赤い羽根共同募金～

十月一日から

やさしさを隣人に　小さな愛のわかる人

共同募金運動のシンボル、赤い羽根は、たすけあいの心―おたがいがおたがいを暖かく思いやり、いたわりあう―その心を表わしたものです。だれもがもっているこの心をつちかい、はぐくみながらだれもが生きる喜こびに満ち溢れる社会を築くことが、赤い羽根共同募金運動の願いです。

今年も十月一日から十一月末日までの二カ月間、「やさしさを隣人に」をテーマとして実施されます。

この募金は、戸別、街頭、バッチ、法人などによって行われ、この三十年間に千億円もの暖かいご厚意が寄せられました。これは全国の災害罹災者、ねたきり老人、身体障害などの援護にまた、老人の家、少年ホーム、保育所、子供の遊び場などの施設づくりに広く使われてきました。

近く、区長、常会長さんを通じて戸別募金を、街で街頭募金を、おねがいいたしますので、皆さまの暖かいご理解とご協力をお願いいたします。

また、お釣り募金、つもり募金、職場、団体募金などにつきましても皆さまのご協力をおねがいいたします。

今年の目標額
県、一億三千万円
町、四十万円

（三崎町社会福祉協議会、福祉課）

～誕生日検診を受けましょう～

町では、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日の間に満四十歳、四十五歳、五十五歳の誕生日を迎える人を対象に、誕生日検診を受けていただく事業を行っています。

この事業は、県の補助事業で実施するもので、全員が年度内に受診を終えていただかなくてはなりません。

料金は無料で、内科診察、血圧測定、尿検査、心電図検査の検診を行うものです。

すでにご通知をさし上げております該当者の皆さん、せっかくの機会です。一日も早く受診を終えられ、三月十日までに全員が受診されるようご協力をお願いいたします。

三崎町住民課

消防操法競技

〝町大会、八西大会経過報告〟

◎町操法大会

三崎町・三崎町消防団主催で、八月二十六日関係者約三百六十名参加のもと、新操法にもかかわらず盛大に挙行されました。

審査の結果、優勝及び入賞は次のとおり。

（ポンプ車の部）
優勝・第十分団（二名津）
（小型動力ポンプの部）
優勝・第十分団一部（二名津）
二位・第一分団三部（三崎）
三位・第三分団（高浦）
四位・第十一分団一部（名取）
五位・第十一分団二部（名取）

◎八西操法大会

三崎町消防操法大会に続き、八西消防連合会主催により（九月二日）伊方町中学校々庭において、八幡浜市・西宇和郡の各町より、ポンプ車六台、小型動力ポンプ十二台の参加により盛大に開催されました。

当町も三チーム参加し、その結果ポンプ車は二位、（第十分団）小型動力ポンプの部は一位（第一分団三部）四位（第十分団一部）といずれも入賞し、三崎町の消防操法の盛んな事、訓練のいきとどいていることがうかがわれる。

町操法大会競技

第二十回「法の日」週間

十月一日～七日

〝法まもる心が築くよい社会〟

十月一日は「法の日」です。「法の日」は法を尊重する思想の普及、法令の周知徹底などを目的として昭和三十五年に創設されました。

わたくし達の日常生活は、秩序正しく営まれるよう法によって保障されています。国民一人ひとりが法を守ることによって、社会秩序が維持されているといって過言ではありません。

しかしながら、我が国の現状を見ると必ずしも満足すべきものとは言えません。たとえば結婚・就職にからむ差別、子供や老人に対する虐待・騒音・悪臭などによる公害問題などをはじめ隣近所との争いごとなどが、ひん発しております。これらの問題は、お互いに憲法をはじめ法を尊重し、守らなければならないという考え方が、十分に徹底していないために発生しているものと思われます。

わたくし達一人ひとりが、法に親しみ、法を尊重し、お互いの権利を守ることによって、明るく住みよい社会の建設に努めましょう。

みなさんが、人権侵害を受けてどの様に解決すればよいかわからない場合は、お近くの人権擁護委員か法務局又はその支局に御相談下さい。相談は無料で秘密は固く守ります。

当町の人権擁護委員は次の方々です。

二名津　福島　三郎
三崎　阿部エミコ

犬の飼い主は三ない運動にご協力を!!

一、放さない

犬は、いつもつないで飼ってください。犬の放し飼いは、人に危害を与えたり、他人に迷惑をかけます。

運動させるときでも犬をとき放してはいけません。

二、捨てない

犬はいらなくなったといって、絶対に捨ててはいけません。

犬を捨てることは、野犬をふやすもとになり、人に危害を加えることにつながります。

いらなくなった犬は**毎月第二金曜日**に役場で買上げをしておりますので持参してください。

三、迷惑をかけない

犬の不始末は、飼い主の恥です。犬は厳しくしつけ、他人の庭や畑を荒したり、犬の鳴き声で近所に迷惑をかけないようにしましょう。

犬小屋は、いつも清潔にして、犬の「フン」等で道路などを汚さないようにし、環境の美化に努めましょう。

以上、飼い犬は、愛情をもって正しく飼育管理を行ない、野犬化を防止し、住みよい明るい町づくりに努めましょう。

生活環境課

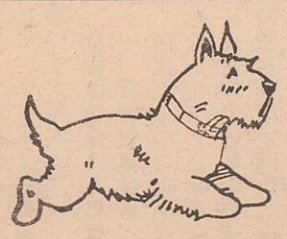

行政相談のおすすめ

◎こういう方はいらっしゃいませんか

役所の仕事についてテキパキやってもらえない▽納得できない▽どうしてよいかわからない▽こうしてほしいなど、役所に対する苦情や相談や、意見があるが、どうも関係のある役所には申し出にくいとか、どこへ申し出たらよいかわからないという方は、気軽に地元の行政相談委員か愛媛行政監察局にお申し出ください。取り扱いは無料です。自分の名前を出したくない方、申し出の内容を秘密にされたい方はご希望にそうようにしています。

◎こういうものを扱います

役所の仕事にはいろいろありますが、行政相談で扱うのは、国の役所の仕事をはじめとして、国鉄・公団などのように国から特別の監督をうけている法人の仕事、あるいは、県や市町村などの仕事のうちで、国から任せられたり、補助金をうけたりして行っている仕事についての苦情などです。

しかし、そうはいいましても、いざ具体的な苦情となりますと、国と関係のある仕事かどうか、よくわからない場合があります。そういうときは、とにかくお申し出になることをおすすめします。

ただし、捜査に着手している刑事事件、裁判中のものや判決のあったもの、私人間の争いごと、政治問題となっているものなどは取り扱いませんので、この点あらかじめご承知おきください。

◎こうして申し出ましょう

お申し出は、直接口頭でなさることをおすすめしますが、簡単なものは、手紙でも電話でも結構です。

◎行政相談委員へ申し出られる方に

行政相談委員は、民間の有識者の中から行政管理庁長官が委嘱しているもので、全国の市町村に原則として一人ずつ置かれています。委員は、自宅で相談を受け付けるほか、巡回して相談を受けたり、あるいは市町村などと共同で相談所を設けたりしていますので、御利用ください。

行政相談委員は、申し出られた方々の相談相手となって、手続きを教えたり、相談の内容を国の役所に通知して解決を促し、また、県や市町村の仕事については相談の内容を連絡して解決を促進するようになっております。

当町では三崎の三浦孝敬氏がこの任に当てられております。

行政管理庁では行政相談制度を広く国民の皆様方に知っていただくため、毎年秋「行政相談週間」を設け、各種の行事を実施しています。

本年は十月十四日（日）から十月二十日（土）までがこの行政相談週間となります。

この週間行事の一環として当三崎町では、行政相談委員、主催の「一日行政相談所」が次のとおり実施されますので、皆様のご利用をおすすめいたします。

行政相談週間
10月14日（日）～
10月20日（土）まで

○と　き　10月17日（水曜日）
○時　間　午後1時～午後4時まで
○ところ　串　集会所
行政相談委員　三浦　孝敬
三崎町三崎　☎4－0812

環境保全・公害防止・道路・河川等の維持管理、労働災害・各種年金・保険・郵便・遺族援護・許認可等、役所の仕事についての苦情や悩みごとを持ってお困りの方は遠慮なく相談にお出で下さい。

相談は無料で、また、ご希望があれば秘密にいたします。

「十月七日」は衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

〝みんなそろって投票しましょう〟

来る十月七日は衆議院議員総選挙の投票日です。私達の代表を選ぶ大切な選挙です。義理や情実にとらわれず「よく見、よく聞き、よく考えて」悔いのない一票を投じましょう。

十月七日の投票日にやむを得ない用務や病気、出産などで投票所に行けない人は、九月十七日午前八時三十分から十月六日午後五時までの間町民会館二階会議室で不在者投票をすることができます。

又、身体障害者手帳に両下肢、体幹（一級若しくは二級）心臓、じん臓若しくは呼吸器（一級若しくは三級）の障害程度が記入されている方は郵便投票をすることができます。

なお郵便投票は十月三日までに投票用紙の請求をしないと郵便投票をすることができなくなります。これらの制度を利用して自分で選ぶ権利を行使しましょう。また、あわせて最高裁判所裁判官国民審査が行われます。この不在者投票期間は九月二十七日から十月六日までです。なお不在者投票や郵便投票についてわかりにくい方は三崎町選挙管理委員会におたずねください。

年金積立金還元融資で次の2施設が完成

名取小学校屋外運動場照明施設

釜木地区屋外運動場照明施設

本町では，毎年度，公共施設の整備拡充をはかるために，皆さんが納めていただいた国民年金の掛金の積立金を国から借入れております。昭和53年度にはこのお金を借入れて次の2施設が完成しました。

なお，事業に要した財源のうち，起債額が皆さんが納めていただいた国民年金の掛金の積立分を国から借りたお金です。

◎名取小学校屋外運動場照明施設

- 事業量　照明灯　2基
  蛍光水銀ランプ　12台
- 事業費　2,718千円

（内訳）

国庫補助金	438千円
起　債	1,600千円
一般財源	680千円

◎釜木地区屋外運動場照明施設

- 事業量　照明灯　2基
  蛍光水銀ランプ　12台
- 事業費　2,642千円

（内訳）

県補助金	463千円
起　債	1,500千円
一般財源	679千円